

第 8 3 号 議 案

中野区プールの衛生管理に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 9 月 2 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

旅館業法の改正等に伴い、関係条例について規定を整備する必要がある。

中野区プールの衛生管理に関する条例等の一部を改正する条例

(中野区プールの衛生管理に関する条例の一部改正)

第1条 中野区プールの衛生管理に関する条例(昭和50年中野区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「いう。)」の次に「が当該経営を譲渡し、又は許可経営者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「ときは、」の次に「当該経営を譲り受けた者又は」を加える。

(中野区興行場に関する条例の一部改正)

第2条 中野区興行場に関する条例(昭和59年中野区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

(中野区旅館業法施行条例の一部改正)

第3条 中野区旅館業法施行条例(平成24年中野区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(中野区プールの衛生管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の中野区プールの衛生管理に関する条例第3条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にプールの経営の譲渡があった場合における当該プールの経営を譲り受けた者については、適用しない。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。